





八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注											
			初療者の数及び入所患者の数の合計を算入する際の定員を超えない場合	活動のユニットワークをユニット別に配置していない等ユニットケアにおける体制が整備されている場合	身体拘束防止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画策定減算	部下職設備基準を満たさない場合	減算を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	慢性認知症利用受入加算	初療者に対して遠征を行う場合												
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(1)	a 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>	要介護1 705 単位 要介護2 756 単位 要介護3 806 単位 要介護4 857 単位 要介護5 908 単位	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき (7日額を限度)	1日につき +30単位 (2日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	1日につき +184単位												
		b 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 732 単位 要介護2 786 単位 要介護3 839 単位 要介護4 893 単位 要介護5 946 単位																						
		c 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 723 単位 要介護2 775 単位 要介護3 827 単位 要介護4 879 単位 要介護5 932 単位																						
		d 看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1 723 単位 要介護2 775 単位 要介護3 827 単位 要介護4 879 単位 要介護5 932 単位																						
		e 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 1,016 単位 要介護2 1,016 単位 要介護3 1,016 単位 要介護4 1,016 単位 要介護5 1,016 単位																						
		f 診療所短期入所療養介護費 <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 835 単位 要介護2 888 単位 要介護3 941 単位 要介護4 994 単位 要介護5 1,045 単位																						
		g 看護<3.1>	要介護1 624 単位 要介護2 670 単位 要介護3 715 単位 要介護4 762 単位 要介護5 807 単位																						
		h 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>	要介護1 734 単位 要介護2 779 単位 要介護3 825 単位 要介護4 871 単位 要介護5 917 単位																						
		(二) 診療所短期入所療養介護費(2)	a 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>											要介護1 835 単位 要介護2 887 単位 要介護3 937 単位 要介護4 988 単位 要介護5 1,039 単位											
			b 看護<3.1>											要介護1 835 単位 要介護2 887 単位 要介護3 937 単位 要介護4 988 単位 要介護5 1,039 単位											
	c 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>		要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位																						
	d 看護<3.1>		要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位																						
	e 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>		要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位																						
	f 看護<3.1>		要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位																						
	g 診療所短期入所療養介護費 <従来型個室>		要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位																						
	h 看護<3.1>		要介護1 854 単位 要介護2 907 単位 要介護3 959 単位 要介護4 1,010 単位 要介護5 1,062 単位																						
	3) 特定診療所短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満 684 単位 (二) 4時間以上6時間未満 946 単位 (三) 6時間以上8時間未満 1,316 単位																						1日につき +60単位
	4) 口腔嚥下強化加算 (1回につき 10単位を加算(1月に1回を限度))																								
	5) 療養加算 (1回につき 4単位を加算(1日に1回を限度))																								
	6) 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)																								
7) 特定診療費																									
8) 生産性向上推進体制加算 (一) 生産性向上推進体制加算(1) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算(2) (1月につき 100単位を加算)																									
9) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)																									
(一) 介護職員等処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位数×31/100%) (二) 介護職員等処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位数×47/100%) (三) 介護職員等処遇改善加算(3) (1月につき +所定単位数×35/100%) (四) 介護職員等処遇改善加算(4) (1月につき +所定単位数×33/100%) (五) 介護職員等処遇改善加算(5) (1月につき +所定単位数×44/100%) (六) 介護職員等処遇改善加算(6) (1月につき +所定単位数×41/100%) (七) 介護職員等処遇改善加算(7) (1月につき +所定単位数×47/100%) (八) 介護職員等処遇改善加算(8) (1月につき +所定単位数×45/100%) (九) 介護職員等処遇改善加算(9) (1月につき +所定単位数×47/100%) (十) 介護職員等処遇改善加算(10) (1月につき +所定単位数×45/100%) (十一) 介護職員等処遇改善加算(11) (1月につき +所定単位数×35/100%) (十二) 介護職員等処遇改善加算(12) (1月につき +所定単位数×33/100%) (十三) 介護職員等処遇改善加算(13) (1月につき +所定単位数×44/100%) (十四) 介護職員等処遇改善加算(14) (1月につき +所定単位数×41/100%) (十五) 介護職員等処遇改善加算(15) (1月につき +所定単位数×47/100%) (十六) 介護職員等処遇改善加算(16) (1月につき +所定単位数×45/100%) (十七) 介護職員等処遇改善加算(17) (1月につき +所定単位数×47/100%) (十八) 介護職員等処遇改善加算(18) (1月につき +所定単位数×45/100%) (十九) 介護職員等処遇改善加算(19) (1月につき +所定単位数×35/100%) (二十) 介護職員等処遇改善加算(20) (1月につき +所定単位数×33/100%) (二十一) 介護職員等処遇改善加算(21) (1月につき +所定単位数×44/100%) (二十二) 介護職員等処遇改善加算(22) (1月につき +所定単位数×41/100%) (二十三) 介護職員等処遇改善加算(23) (1月につき +所定単位数×47/100%) (二十四) 介護職員等処遇改善加算(24) (1月につき +所定単位数×45/100%) (二十五) 介護職員等処遇改善加算(25) (1月につき +所定単位数×47/100%) (二十六) 介護職員等処遇改善加算(26) (1月につき +所定単位数×45/100%) (二十七) 介護職員等処遇改善加算(27) (1月につき +所定単位数×35/100%) (二十八) 介護職員等処遇改善加算(28) (1月につき +所定単位数×33/100%) (二十九) 介護職員等処遇改善加算(29) (1月につき +所定単位数×44/100%) (三十) 介護職員等処遇改善加算(30) (1月につき +所定単位数×41/100%) (三十一) 介護職員等処遇改善加算(31) (1月につき +所定単位数×47/100%) (三十二) 介護職員等処遇改善加算(32) (1月につき +所定単位数×45/100%) (三十三) 介護職員等処遇改善加算(33) (1月につき +所定単位数×47/100%) (三十四) 介護職員等処遇改善加算(34) (1月につき +所定単位数×45/100%) (三十五) 介護職員等処遇改善加算(35) (1月につき +所定単位数×47/100%) (三十六) 介護職員等処遇改善加算(36) (1月につき +所定単位数×45/100%) (三十七) 介護職員等処遇改善加算(37) (1月につき +所定単位数×47/100%) (三十八) 介護職員等処遇改善加算(38) (1月につき +所定単位数×45/100%) (三十九) 介護職員等処遇改善加算(39) (1月につき +所定単位数×47/100%) (四十) 介護職員等処遇改善加算(40) (1月につき +所定単位数×45/100%) (四十一) 介護職員等処遇改善加算(41) (1月につき +所定単位数×47/100%) (四十二) 介護職員等処遇改善加算(42) (1月につき +所定単位数×45/100%) (四十三) 介護職員等処遇改善加算(43) (1月につき +所定単位数×47/100%) (四十四) 介護職員等処遇改善加算(44) (1月につき +所定単位数×45/100%) (四十五) 介護職員等処遇改善加算(45) (1月につき +所定単位数×47/100%) (四十六) 介護職員等処遇改善加算(46) (1月につき +所定単位数×45/100%) (四十七) 介護職員等処遇改善加算(47) (1月につき +所定単位数×47/100%) (四十八) 介護職員等処遇改善加算(48) (1月につき +所定単位数×45/100%) (四十九) 介護職員等処遇改善加算(49) (1月につき +所定単位数×47/100%) (五十) 介護職員等処遇改善加算(50) (1月につき +所定単位数×45/100%) (五十一) 介護職員等処遇改善加算(51) (1月につき +所定単位数×47/100%) (五十二) 介護職員等処遇改善加算(52) (1月につき +所定単位数×45/100%) (五十三) 介護職員等処遇改善加算(53) (1月につき +所定単位数×47/100%) (五十四) 介護職員等処遇改善加算(54) (1月につき +所定単位数×45/100%) (五十五) 介護職員等処遇改善加算(55) (1月につき +所定単位数×47/100%) (五十六) 介護職員等処遇改善加算(56) (1月につき +所定単位数×45/100%) (五十七) 介護職員等処遇改善加算(57) (1月につき +所定単位数×47/100%) (五十八) 介護職員等処遇改善加算(58) (1月につき +所定単位数×45/100%) (五十九) 介護職員等処遇改善加算(59) (1月につき +所定単位数×47/100%) (六十) 介護職員等処遇改善加算(60) (1月につき +所定単位数×45/100%) (六十一) 介護職員等処遇改善加算(61) (1月につき +所定単位数×47/100%) (六十二) 介護職員等処遇改善加算(62) (1月につき +所定単位数×45/100%) (六十三) 介護職員等処遇改善加算(63) (1月につき +所定単位数×47/100%) (六十四) 介護職員等処遇改善加算(64) (1月につき +所定単位数×45/100%) (六十五) 介護職員等処遇改善加算(65) (1月につき +所定単位数×47/100%) (六十六) 介護職員等処遇改善加算(66) (1月につき +所定単位数×45/100%) (六十七) 介護職員等処遇改善加算(67) (1月につき +所定単位数×47/100%) (六十八) 介護職員等処遇改善加算(68) (1月につき +所定単位数×45/100%) (六十九) 介護職員等処遇改善加算(69) (1月につき +所定単位数×47/100%) (七十) 介護職員等処遇改善加算(70) (1月につき +所定単位数×45/100%) (七十一) 介護職員等処遇改善加算(71) (1月につき +所定単位数×47/100%) (七十二) 介護職員等処遇改善加算(72) (1月につき +所定単位数×45/100%) (七十三) 介護職員等処遇改善加算(73) (1月につき +所定単位数×47/100%) (七十四) 介護職員等処遇改善加算(74) (1月につき +所定単位数×45/100%) (七十五) 介護職員等処遇改善加算(75) (1月につき +所定単位数×47/100%) (七十六) 介護職員等処遇改善加算(76) (1月につき +所定単位数×45/100%) (七十七) 介護職員等処遇改善加算(77) (1月につき +所定単位数×47/100%) (七十八) 介護職員等処遇改善加算(78) (1月につき +所定単位数×45/100%) (七十九) 介護職員等処遇改善加算(79) (1月につき +所定単位数×47/100%) (八十) 介護職員等処遇改善加算(80) (1月につき +所定単位数×45/100%) (八十一) 介護職員等処遇改善加算(81) (1月につき +所定単位数×47/100%) (八十二) 介護職員等処遇改善加算(82) (1月につき +所定単位数×45/100%) (八十三) 介護職員等処遇改善加算(83) (1月につき +所定単位数×47/100%) (八十四) 介護職員等処遇改善加算(84) (1月につき +所定単位数×45/100%) (八十五) 介護職員等処遇改善加算(85) (1月につき +所定単位数×47/100%) (八十六) 介護職員等処遇改善加算(86) (1月につき +所定単位数×45/100%) (八十七) 介護職員等処遇改善加算(87) (1月につき +所定単位数×47/100%) (八十八) 介護職員等処遇改善加算(88) (1月につき +所定単位数×45/100%) (八十九) 介護職員等処遇改善加算(89) (1月につき +所定単位数×47/100%) (九十) 介護職員等処遇改善加算(90) (1月につき +所定単位数×45/100%) (九十一) 介護職員等処遇改善加算(91) (1月につき +所定単位数×47/100%) (九十二) 介護職員等処遇改善加算(92) (1月につき +所定単位数×45/100%) (九十三) 介護職員等処遇改善加算(93) (1月につき +所定単位数×47/100%) (九十四) 介護職員等処遇改善加算(94) (1月につき +所定単位数×45/100%) (九十五) 介護職員等処遇改善加算(95) (1月につき +所定単位数×47/100%) (九十六) 介護職員等処遇改善加算(96) (1月につき +所定単位数×45/100%) (九十七) 介護職員等処遇改善加算(97) (1月につき +所定単位数×47/100%) (九十八) 介護職員等処遇改善加算(98) (1月につき +所定単位数×45/100%) (九十九) 介護職員等処遇改善加算(99) (1月につき +所定単位数×47/100%) (百) 介護職員等処遇改善加算(100) (1月につき +所定単位数×45/100%)	所定単位数は、(1)から(10)まで40歳未満の職員、(11)から(100)まで40歳以上の職員の数合計。																								
特定診療費、サービス提供体制強化加算、及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																									

身体拘束防止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
介護職員等処遇改善加算については、令和7年3月31日まで算定可能。

